

経済産業省契約等評価監視委員会設置規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)に基づき、更に、「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日財計2017号)及び「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)の趣旨を踏まえ、経済産業省における予算執行等について厳格かつ効率性の向上に努めるべく、経済産業省契約等評価監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 経済産業本省、経済産業局、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁(以下「部局」という。)が締結した全ての契約等に関し、入札及び契約手続等の運用状況等について報告を受けること。
- (2) (1)の報告を受けて、委員会が抽出したものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約にした理由及び経緯等についての審議を行うとともに、契約のあり方等について意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 部局が締結した契約における入札及び契約手続並びに「経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置に係る苦情処理手続要領(20190327官房第5号)」第10条に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 経済産業省予算の執行に関する手続や規則、またその運用方法等について、経済産業省から提案等を受け、審議を行うとともに、改善すべき事項等について意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、会計課長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以上により構成する。
- 3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任できるものとする。
- 5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる年度当初の定例会議において、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(定例会議等)

- 第5条 第2条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、会計課長が招集し、原則として年4回程度、開催する。
- 2 第2条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、会計課長が招集し、再苦情処理の必要に応じて開催する。
 - 3 前2項に規定する会議は非公開とし、議事の概要を公表する。
 - 4 定例会議及び再苦情処理会議(以下「会議」という。)は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
 - 5 会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決する。
 - 6 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合には、委員長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(抽出の委任)

- 第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「抽出委員」という。)に委任する。
- 2 抽出委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行う。

(抽出方法)

- 第7条 抽出委員は、第2条第1号の報告に係る契約等の中から、契約の内容や入札の結果等を勘案して契約等のあり方等について改善が期待できるものを抽出するものとする。

(抽出事案の説明)

- 第8条 第2条第2号の抽出を行った事案に係る説明は、当該契約を締結等した部局の担当者が、入札及び契約方式等ごとに一般競争参加資格の設定の理由及び指名業者を指名した理由並びに随意契約にした理由等を記載した資料を提出して行う。

(意見の具申又は勧告)

第9条 委員会は、第2条第1号の報告の内容又は第2号の審議の対象となった事案に係る理由等について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、会計課長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、第2条第4号の提案等について、改善すべき点があると認めるときは、会計課長に対して意見の具申を行うことができる。

3 委員会は、前2項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

(再苦情処理)

第10条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を会計課長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第11条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第12条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、大臣官房会計課が処理する。

(報告の様式)

第14条 定例会議における報告、議事概要並びに再苦情の申立書及び再苦情処理会議における報告、審議概要の様式は、別添様式に定めるところによる。

2 定例会議における報告は、あらかじめ委員会の了解をもって、その全部又は一部を省略することができる。

(電磁的記録による作成)

第15条 この規則又はこの規則に基づく通達等の規定により作成することとされている書類等（書類、報告書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、

当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

附 則

この通達は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この通達は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この通達は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この通達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年1月1日から施行する。